

<TAC>無断複写・複製を禁じます（2023年合格目標）

一級建築士 総合学科本科生 法規本講義 [秋]

【無料体験入学用】
法規テキスト
(抜粋版)

資格の学校
TAC



662-6105-1029-19



【一級建築士 本講義 法規】

【一級建築士 法規本講義（秋）】

回数	内容	法令集
	序 法規の学習に当たって	
1	第2編 建築基準法	
	第1節 用語の定義	
2	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
3	1. 防火関係用語	
	2. 大規模建築物・特殊建築物の耐火性能	
	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
4	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
5	第5節 内装制限等	
	1. 内装制限	
	2. 避難安全検証法	
	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
6	第7節 建築設備・その他	Vol.1
	1. 建築設備	
	2. 単体規定 その他	
	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
	3. 構造計算	
7	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
	第9節 都市計画区域等における制限	
	1. 道路関係の規定	
	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
8	8. 補助的地域地区の制限	
	9. 地区計画等の区域	
	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	

回数	内容	法令集
	序 法規の学習に当たって	
1	第1編 建築士法・建設業法	
	第1節 建築士法	
	第2節 建設業法	
2	第2編 建築基準法	
	第1節 用語の定義	
	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
3	1. 防火関係用語	
	2. 大規模建築物・特殊建築物の耐火性能	
	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
4	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
5	第5節 内装制限等	
	1. 内装制限	
	2. 避難安全検証法	
	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
6	第7節 建築設備・その他	Vol.1
	1. 建築設備	
	2. 単体規定 その他	
	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
	3. 構造計算	
7	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
	第9節 都市計画区域等における制限	
	1. 道路関係の規定	
	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
8	8. 補助的地域地区の制限	
	9. 地区計画等の区域	
	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	
11	第3編 関係法令	
	第1節 都市計画法	
	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 土砂災害防止法	
	第10節 建築物省エネ法	
	第11節 低炭素化法	
	第12節 建築物衛生法	
	第13節 建設リサイクル法	
12		Vol.2 (講義後の確認テストはVol.1を使用)

目次

序	法規の学習に当たって	1
---	------------	---

第1編 建築士法・建設業法

第1節	建築士法	13
第2節	建設業法	26

第2編 建築基準法

第1節	用語の定義	29
第2節	確認申請等の手続き規定	37
第3節	防火関係規定	49
1.	防火関係用語	49
2.	大規模建築物・特殊建築物の 耐火性能	56
3.	防火地域・準防火地域内の規制	61
4.	防火区画	65
第4節	避難関係規定	75
1.	直通階段等	75
2.	避難階段・特別避難階段等	79
3.	排煙設備・非常用の照明装置・ 非常用の進入口	83
第5節	内装制限等	87
1.	内装制限	87
2.	避難安全検証法	93
3.	耐火性能検証法・ 防火区画検証法	98
第6節	一般構造規定	100
1.	採光	100
2.	換気	102
3.	石綿等の飛散・発散に対する 衛生上の措置	103
4.	その他	104
5.	階段	105
第7節	建築設備・その他	107
1.	建築設備	107
2.	単体規定 その他	109
第8節	構造強度	110
1.	構造方法	110

2.	仕様規定	113
3.	構造計算	115
4.	荷重及び外力、許容応力度、 材料強度	116

第9節	都市計画区域等における制限	117
1.	道路関係の規定	117
2.	用途制限	125
3.	容積率・建蔽率	135
4.	低層住居専用地域等内の制限	144
5.	建築審査会	144
6.	斜線制限	147
7.	日影規制	156
8.	補助的地域地区の制限	159
9.	地区計画等の区域	161
第10節	建築協定	165
第11節	雑則	167
第12節	既存不適格建築物・用途変更	169
第13節	罰則	179

第3編 関係法令

第1節	都市計画法	181
第2節	消防法	188
第3節	バリアフリー法	193
第4節	耐震改修法	197
第5節	住宅品確法	201
第6節	住宅瑕疵担保履行法	202
第7節	長期優良住宅法	203
第8節	景観法	204
第9節	土砂災害防止法	205
第10節	建築物省エネ法	207
第11節	低炭素化法	213
第12節	建築物衛生法	214
第13節	建設リサイクル法	215

付録1.	「要件のすべて」と「要件の一つ」	216
------	------------------	-----

付録2.	「及び」の紛らわしい問題	217
------	--------------	-----

付録3.	無窓の居室	218
------	-------	-----

条文ごとの出題内容一覧	220
-------------	-----

1. 法規の試験は、スピードが命。

試験問題すべてを法令集で確認する時間はない。

覚えられる内容は覚え、覚えられない内容のみ法令集で確認する。

1時間45分で30問を解答。→1問当たり3.5分。

2. 法規目標点は26点（87%）

科目ごとの基準点・目標点

科目	出題数	科目基準点	合格最低条件		目標	
			得点	得点率	得点	得点率
計画	20	11	14	70%	16	80%
環境	20	11	14	70%	16	80%
法規	30	16	24	80%	26	87%
構造	30	16	21	70%	24	80%
施工	25	13	17	68%	18	72%
合計	125	67	90	72%	100	80%

3. 法規の問題集実施上の注意点

設問と法令集の字面を見比べるだけの学習ではダメ！

(1) 設問を読むときの注意点

設問を読んですぐに法令集に飛び付かない。設問の意味を考え、意味を理解しようと努力する。

(2) 法令集を見るとき注意点

- ・法令集を見ないで判断できる設問ならば、法令集は見ない。
- ・あてずっぽうで条文を探さない。
- ・「この条文はきっとこの辺りにある」という確信又は予想を立ててから法令集を見る。

(3) 解説を見るとき注意点

解説に書いてある条文番号を見て、そこを開くだけの学習ではダメ。

どうしたらその条文にたどり着けるか考える。

- ・インデックスシートを使う。

- ・目次を使う。
- ・法令集の全体構造を理解する。

(4) 最後にもう一度、設問の意味を考え、覚える努力をする。
もちろん、細かい数値を覚える必要はない。

4. 本試験で制限時間内で解き終えるために

「本試験での解答時間短縮」の具体的な方法と、そのために必要な「普段の勉強」のポイントは次のとおり。

(1) 本試験での解答時間短縮について

法規では「誤っているもの」を選択する問題が多い。それを例に、各選択肢を「誤りの可能性」等の点から次の4つに分類したとき、次のようなイメージで問題を解いていくことが、本試験の制限時間内で解き終えるためのポイントとなる。

特に表の3の選択肢の解き方を間違えると制限時間内では終わらないので、要注意！

選択肢の4つの分類	本試験での解き方	備考
1. 暗記している内容で「誤り」を確信できる選択肢	それを法令集で調べずに解答として、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	それ以降の選択肢を見ていると時間が無くなる。
2. 「多分この肢が誤りだろう」と強く思える選択肢	それを法令集で調べて、「誤り」であることを確認して、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	
3. 「この肢が誤りかもしれない」と思う選択肢や、「条文の場所は分かるが、誤りか見当が付かない」という選択肢（こういう選択肢が多い）	①そのような選択肢を1肢ごとに法令集で調べず、まずはそれ以降の選択肢も一通り見る。 ②すべての選択肢を一通り見て、「誤り」の第一候補を法令集で調べる。 ③もしも第一候補が外れた場合は、第二候補を調べる。 ④もしも第二候補も外れた場合は、第三候補を調べずに、その問題は飛ばして次の問題に移る。	・これを1肢ごとに法令集で調べると時間が無くなる。 ・それ以降の選択肢の中にもっと「誤り」の可能性が高い選択肢があることがあるため、一通り見ることが有効。 ・左記④の補足 選択肢を3つも法令集で調べている時間はない。第二候補も外れるような場合は、勉強量が足りなかったか、若しくは、その問題は難しい。
4. 条文の場所の見当が付かない選択肢	法令集で調べない。あてずっぽうで条文を探している時間はない。	

本試験での解答時間短縮のポイントは「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という絞り込みができること、そしてその勘所が当たること！

そのためには問題集の実施あるのみ！

(2) 本試験での解答時間短縮のための「普段の勉強」におけるポイント

本試験では上記のように短時間で解かなければならないが、普段の勉強では、逆に、どうしたら本試験で早く解けるようになるかを「じっくり」考える。

具体的には解答時間短縮のために、次のような対策を「じっくり」行うことが大事。

①過去問を理解して覚える。

完全に覚えきれない場合であっても「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という勘所が効くようにすることが大事。

②線引きを工夫して、条文の内容が一目で分かるようにする。

③インデックスシールを工夫して、条文の場所に早くたどり着けるようにする。

④法から施行令に飛んでいる部分を直接施行令に飛べるようにする。

⑤電車の中も有効活用する。

「過去問を理解して覚える」ためには、必ずしも法令集は必要ない。したがって、電車の中なども有効に使える。自宅などでじっくり法令集を見ながら解いた問題の結果を覚えるために、翌日の電車の中で復習することも効果的。

5. 「学科の試験」において使用が認められる法令集について（受験要領より）

(1) 使用が認められる法令集の条件

学科Ⅲ（建築法規）の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）

ロ. 改正年月日

ハ. アンダーライン（二重線、囲み枠含む）

ニ. ○、△、×の記号

(2) 注意

・使用が認められる法令集については、原則として、1冊

※インデックスシールは折りに触れて内容を確認する。せっかくシールがあるのに、それを忘れて条文を探すのは時間ももったいない。

本試験の解答に当たり、適用すべき法令については、その年の1月1日現在において施行されているものである。

とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。

TAC法令集は、「Vol.1」と「Vol.2」で1セットとして使用を認められています。

(3) 認められる書込み等の例

【構造耐力】
第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
 一 高さが60mを超える建築物 **当該建築物の安全上必要な構造方法** に関して*1政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷

令36条 P147

(4) 認められない書込み等の例

消防法施行令（抄）

別表

別表第1 （第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係）

(1)	イ <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u> ロ <u>公会堂又は集会場</u>
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ <u>遊技場又はダンスホール</u> ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ <u>カラオケボックス</u> その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、 <u>料理店</u> その他これらに類するもの ロ <u>飲食店</u>
(4)	▲ <u>百貨店、マーケット</u> その他の物品販売業を営む店舗又は <u>展示場</u>
(5)	イ <u>旅館、ホテル、宿泊所</u> その他これらに類するもの ▲ ロ 寄宿舍、下宿又は <u>共同住宅</u> ■

✕

は、**特定防火対象物**を示す

防火管理者必要

10人収容 ▲

30人収容 ▲

50人収容 ■

(認められない理由)

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみの場合は、許容する。

6. 線引き

線引き	
オレンジ	●オレンジ(ベース色)の下線は本文中のポイント
オレンジ	●オレンジのマーカ(太線)は強調部分
【例】法6条1項(建築物の建築等に関する申請及び確認)	
ニ	木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
三	木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

線引き	
赤	●重要な用語
青	●青の下線はただし書、除外規定
青	●青のマーカ(太線)はただし書等の強調部分
黄	●「法」から「令」へ飛ぶ部分、関連など。

線引きの方法(色、マーカ、アンダーラインなど)は各自工夫して、自分用にカスタマイズする。



「適用しない」という条文などにおいては、本文だからオレンジとしたほうが良いと判断できる場合もあるし、除外規定だから青としたほうが良いと判断できる場合もある。その場合はオレンジ、青のどちらにしても良い。

7. フセンの活用

- ・法令集にメモを残したいときは、条文が隠れない透明なフセン(付箋)が有効。試験前に簡単に外せる。
- ・講義中のメモは普通のフセンに速記して、自宅等での復習の際に透明なフセンに清書するなど。

8. 講義回数と法令集

- ・<本講義 秋> 全回 → Vol.1のみ使用。
- ・<本講義> 1~10回 → Vol.1のみ使用。
- ・ 〃 11・12回 → Vol.2を使用。ただし、講義後の確認テストはVol.1を使用するので、両方持参。

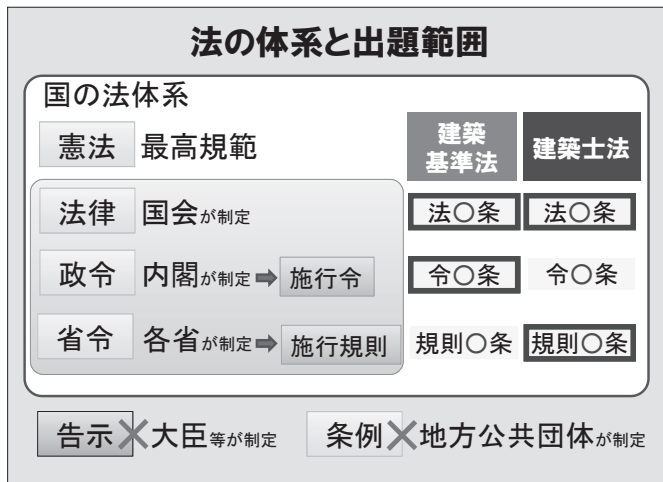
特に、教室講座では「本講義 法規11・12回の日」にVol.1

とVol.2の両方を忘れずに持参するよう、講義の前日に必ず目にする会員証などにメモしておく。

9. 近年の出題概要

近年の出題概要			
分類	問数	分類	問数
用語、面積・高さ	2	地区計画・建築協定	2~3
建築手続等	2	既存不適格建築物	
一般構造規定・設備	2	特定行政庁の許可・条例による制限	
		基準法融合	
防火・避難	5~6	建築士法等	4
構造規定	3	関係法令	5
集团規定	4		9問
			21問

10. 法の体系と出題範囲



現行施行されている法令を検索するには、「電子政府の総合窓口(e-Gov：イーガブ)」の法令検索が便利。

<https://www.e-gov.go.jp/>

上記 URL から「e-Gov 法令検索」へアクセス

内閣：内閣総理大臣と各大臣で組織される合議機関

11. 条文の構成

条文の構成「見出し、本文、ただし書、項、号」

【道路内の建築制限】 ← 見出し

条 第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

1項の「1」は省略

号 一 地盤面下に設ける建築物
二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
：

項 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

本文

ただし書

※条 - 項 - 号
※1項しかないときは
1項とは呼ばない

読解力アップのポイント

文章の構成を理解するためのポイント

Point ① かつこ書を飛ばして読む

Point ② 本文の主語と述語を意識する

Point ③ 並列(及び・並びに)
and 大きいくり
選択(又は・若しくは)を意識する
or 小さいくり

Point ④ 列挙(並列・選択)され、横並びになっているものは何かを意識する
【例】「～な場合 又は」という文章の後には「～な場合」が来るので、それを探す。

Point ⑤ ただし書やかっこ書による除外に注意する

12. 法令用語

法令用語

次の各号

次の各号に掲げる基準に適合するもの

次の各号に定める基準に適合するもの

➡ 各号全ての基準に適合するもの

次の各号のいずれか

次の各号のいずれかに該当するもの

次の各号の一に該当するもの

➡ いずれか一つに該当するもの

【例】法2条九号の二

法令用語

次の各号

各号が「本文」に対応するのか、「ただし書」に対応するのか、一目瞭然で解るように線引きを色分けする。

【本文中】

…次の各号のいずれか…

一 …

二 …

【ただし書きの中】

…。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 …

二 …

法令用語

以上と以下

基準値を含む。100㎡以上、100㎡以下は、いずれも100㎡を含む

超えると未満

基準値を含まない。100㎡を超える、100㎡未満は、いずれも100㎡を含まない

及びと並びに

並列的につなぐ場合に用いる。(and)

又はと若しくは

選択的につなぐ場合に用いる。(or)

かつ

いずれの条件も必要な場合に用いる。「台帳を整備し、かつ、保存する」

法令用語

及びと並びに

①基本は「及び」

A及びB

A、B及びC

英語の「and」

②大小のくくりがある場合は

大きいほうに「並びに」を用いる

A並びに(B、C及びD)

又はと若しくは

①基本は「又は」

A又はB

A、B又はC

英語の「or」

②大小のくくりがある場合は

小さいほうに「若しくは」を用いる

A又は(B、C若しくはD)

奈良大

弱小

「並びに」は大きく・「若しくは」は小さく

※「かつ」は動詞をつなぐ

★ポイント★

- ①補助的に使う「並びに」と「若しくは」が出てきたら、大小のくくりがあることが分かる。大小くくりがなければ「並びに」「若しくは」は出てこない。
- ②どっちが大きく、小さく分かります。

【参考】

原則の「及び」と「又は」は1回だけ使う。それ以外は全て補助としての「並びに」と「若しくは」を使う。

- ・((A及びB)並びにC)並びにD

原則の and

最も小さい小括弧に使う

- ・((A若しくはB)若しくはC)又はD

原則の or

最も大きい大括弧に使う

法令用語

法2条

屋根及び柱若しくは壁を有するもの



- 屋根及び(柱若しくは壁)を有するもの
➡ 「屋根及び柱」 or 「屋根及び壁」
- × (屋根及び柱)若しくは壁 を有するもの

奈良大 「並びに」は大きくり・**弱小** 「若しくは」は小さくり

5

10

※ and と or が組み合わさる時も
大きくり、小さくりの使い方は同じ

法令用語

法6条1項二号

木造の建築物で3以上の階数を有し、又は
延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは
軒の高さが9mを超えるもの



木造の
建築物で

3以上の階数を有し、
又は

延べ面積が500㎡
高さが13m 若しくは
軒の高さが9m を超えるもの

15

20

法令用語

A及びB以外 ➡ 「(A及びB)以外」

防火地域 及び 準防火地域 外
又は

- …(防火地域 及び 準防火地域) 外
- ×…(防火地域)及び(準防火地域 外)

防火地域

準防火地域

防火地域 及び 準防火地域 内
又は

- …(防火地域 及び 準防火地域) 内
- ×…(防火地域)及び(準防火地域 内)

防火地域

準防火地域

25

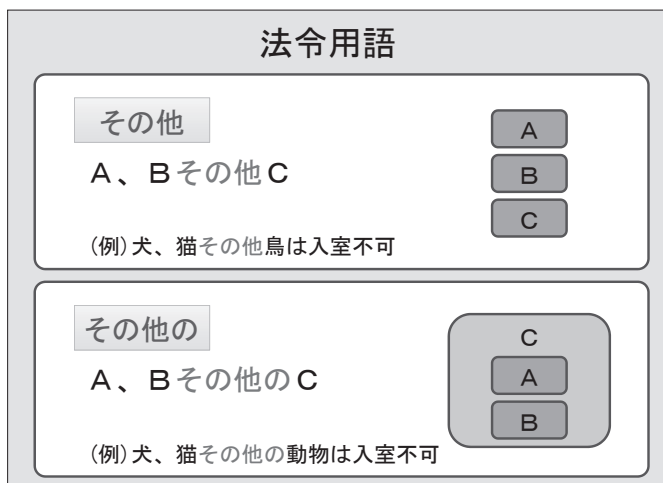
30

35



「及び」と「又は」は、どちらを使っても
意味が変わらないときもある。

【例】法61条の見出しは「防火地域及び準
防火地域内の建築物」であるが、本文は
「防火地域又は準防火地域内にある建築物
は、…」と始まる。



左記のCが「政令で定めるもの」だったりA、BとCの関係が分からない用語だったりすると大事なヒントになる。

- ① A、B **【その他】** 政令で定めるC
- ・ A、BとC(政令)を見る必要あり。
 - ・ **C(政令)だけ見てはダメ。**
 - ・ C(政令)の中にはA、Bは出てこない。
- ② A、B **【その他の】** 政令で定めるC
- ・ **C(政令)だけ見ればよい。**
 - ・ 政令の中にA、Bが出てくる。

■法令用語「階数と階」

(1) 階数(令2条1項八号)

「階数」とは、文字通り建築物の階の数である。

したがって、地上2階、地下1階の建築物は、「階数3の建築物」である。

(2) 階

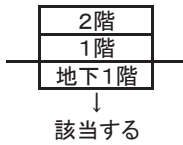
「階」は、「階数」と違って定義がないが、

「地階」と明記されなければ、「地上階」として取り扱われている。

例えば、「3階以上の階」は、「地上3階以上の階」として取り扱われている。

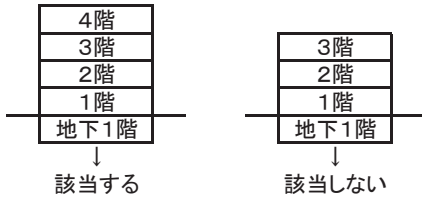
① 「階数が3以上である建築物」「〇〇な建築物で、階数が3以上のもの」

(例：法35条・令136条の2 第一号)



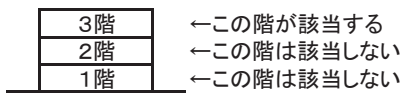
② 「地階を除く階数が4以上である建築物」

(例：法21条1 項一号)



③ 「3階以上の階」

(例：法別表1(ろ)欄)



④ 「建築物で〇〇なもの(⇒建築物)」

(例：建築基準法施行令147条の2 第一号：安全計画届の届出を要する建築物)

「百貨店等の用途に供する建築物で3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(⇒建築物)」

→ 3階 + 4階 + 5階…で1,500㎡を超える建築物が対象。

⑤ 「建築物の階で〇〇なもの(⇒階)」

(例：消防法施行令25条一号：避難器具に関する基準)

「別表1(6)項に掲げる防火対象物の2階以上の階で、収容人員が20人以上のもの(⇒階)」

→ 2階だけ、3階だけ…で収容人員が20人以上の階が対象。

決して「2階 + 3階 + 4階…」ではない。

「2階 + 3階 + 4階…」であれば、

「2階以上の階における収容人員の合計が20人以上」と表現される。

建築基準法からは、20～21問の出題がある。

実体規定・・・建築物の具体的な技術基準

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備

第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

手続き規定（制度規定）

第1章 総則

第3章の2 型式適合認定等

第4章 建築協定

第4章の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関等

第4章の3 建築基準適合判定資格者等の登録

第5章 建築審査会

第6章 雑則

第7章 罰則

第2章「単体規定」

- ・建築物一つ一つについての技術的基準。
- ・全国どこでも適用される。

第3章「集団規定」

- ・都市のなかで、建築物が集団で存在するときの技術的基準。
- ・道路との接続関係、用途、形態（建蔽率、容積率、高さ等）など。
- ・都市計画法に定められた都市計画区域等に限り適用される。→ **都市計画区域等**であれば、**2章と3章の両方が適用**される。

第1節 用語の定義

■法2条一号（建築物）

法2条一号「建築物」の定義

土地に定着する工作物のうち、

- ① [屋根及び(柱若しくは壁)を有するもの(略)]、
- ② [これに附属する(門若しくは塀)]、
- ③ [観覧のための工作物]

又は

- ④ [(地下若しくは高架)の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設]
(略※)をいい、建築設備を含むものとする。

上記最後の(略※)の部分

- ① [(鉄道及び軌道)の線路敷地内の運転保安に関する施設]並びに
- ② [跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設]
を除く。

奈良大 弱小
「並びに」大きく・「若しくは」小さく

工作物

建築物

土地に定着する**観覧**のための工作物で、**屋根を有しないもの**(屋外スタジアム等)も、左記③に該当し、「**建築物**」に該当する。

■**興行場**：映画館、劇場、音楽堂など、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または見世物を公衆に見せたり、聞かせたりする施設の総称。

■法2条二号（特殊建築物）

防災面から見て、用途上、特に安全性を高めなければならない建築物。

- ・法別表1
- ・令115条の3
- ・令19条1項 児童福祉施設等（児童、高齢者、障害者等のための社会福祉施設）

特殊建築物

防災面から見て、用途上、
特に安全性を高めなければならない建築物

法2条二号、法別表1、令115条の3、令19条

(い)			
(1)	劇場ほか	不特定多数	} 避難安全の確保が重要
(2)	病院ほか	就寝	
(3)	学校ほか	多数だが比較的問題が小	
(4)	百貨店ほか	商業施設	} 建築物の周囲への危害防止が重要
(5)	倉庫ほか	可燃物量が多い	
(6)	自動車車庫ほか	出火危険度が高い	

★ポイント★

特殊建築物でないものの例

- ・事務所
- ・警察署

幼保連携型認定こども園

- 幼保連携型認定こども園は、教育基本法、認定こども園法に基づく「学校」であり、かつ、児童福祉法7条に基づく「児童福祉施設」でもある。
- 建築基準法では、令19条1項の採光規定において、「児童福祉施設等」から除かれている。この理由は、同条2項一号において「学校」として採光規定を受けるのと重複を回避するためである。
- 一方、令115条の3第一号において、それ以降、令121条、令137条の18、令137条の19、令147条の2では「児童福祉施設等」に含まれている。
- これは原則として、保育所（児童福祉施設に該当）と幼稚園（学校に該当）の規制の厳しい方を適用するための措置である。

■法2条三号（建築設備）

■法2条四号（居室）

法2条二号

■**学校**：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。（学校教育法1条）

■**専修学校**：職業能力等の教育。専修学校のうち、専門課程を置くものを専門学校という。（学校教育法124条）

■**各種学校**：「学校」以外で、学校教育に類する教育を行うインターナショナルスクールなど。（学校教育法134条）

■**学校、専修学校、各種学校でないもの**：TACその他の学習塾、受験予備校、資格試験予備校など。通学定期券を利用できない。

■**遊技場**：マージャン屋、パチンコ屋など。

■**寄宿舎**：いわゆる寮。食堂、浴室等が共同。

■**と畜場**：牛、豚などを食肉にする施設。

法別表1(1)項

■**公会堂**：講堂、多目的ホール、文化会館など。

法別表1(4)項

■**百貨店**：物品販売業を営む店舗で、床面積の合計が1,500㎡を超えるもの（特定行政庁により取扱いが異なる場合がある）。

■**マーケット**：物品販売業を営む店舗で、1の建築物内に各構えを成す各種の店舗があるもの（百貨店を除く）。

法別表1(4)項、令115条の3第三号

■**キャバレー、カフェー、待合、料理店**：客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる風俗営業の施設。

■**飲食店**

飲食のみを提供する施設。

■**店舗**

店舗には、物品販売業を「営む」店舗と「営まない」店舗とがある。物品販売業を「営まない」店舗の例は、理髪店、美容院、クリーニング取次店などのサービス業を営む店舗。

■**映画スタジオ、テレビスタジオ**

撮影時に火気の使用や危険物の持込みを行うことがあるため、自動車車庫、自動車修理工場と同じ法別表1(6)項「出荷危険度が高い」グループに含まれる。

※防火設備(防火戸等)は建築設備ではない。

■法2条五号（主要構造部）

主要構造部と構造耐力上主要な部分	
主要構造部 (法2条五号)	構造耐力上主要な部分 (令1条三号)
防火上重要な部分	構造強度上重要な部分
壁(間仕切壁を除く)	基礎、基礎ぐい
柱(間柱等を除く)	壁
床(最下階を除く)	柱
	土台、床版
	斜材(筋かい、方づえ、火打材)
はり(小ばりを除く)	横架材(はり、けた)
屋根(ひさしを除く)	屋根版、小屋組
階段(屋外階段等を除く)	

■法2条十号～三十五号

・十三号（建築）

建築＝新築・増築・改築・移転の4つ

・十四号（大規模の修繕）、十五号（大規模の模様替）

・「修繕」とは、傷んだり不具合の生じた部分と同じ材料、仕様を用いて元の状態に戻すこと。修理、改修すること。

・「模様替」とは、材料、仕様を変更すること。外壁を木板張りからサイディング（乾式外壁ボード。siding）へ変更など。なお、クロスの貼替は「模様替」には該当しない。

・主要構造部の一種以上について行う過半の修繕、模様替を「大規模の修繕」「大規模の模様替」という。

【例】最下階の床の2/3の修繕

→「大規模の修繕」ではない。最下階の床は、主要構造部ではないから。

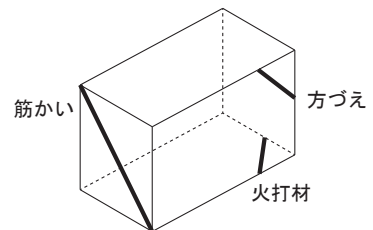
■「主要構造部」に関する規定の一例

- ・「大規模の修繕」とは、主要構造部の過半の修繕をいう（法2条十四号）
- ・「主要構造部」を木造とした延べ面積3,000㎡を超える建築物は、「主要構造部」を耐火構造とするか、3,000㎡以内ごとに区画しなければならない（法21条）

※法2条五号の「建築物の構造上（重要でない）」とは、用途上、用法上、防火上の意味であり、構造耐力上の意味ではない。

■「構造耐力上主要な部分」に関する規定の一例

- ・「構造耐力上主要な部分」ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめる（法20条1項三号イ）
- ・木造の「構造耐力上主要な部分」である柱の小径は、13.5cmを下回ってはならない。（令43条2項）



法2条六号～九号の三は、第3回の学習範囲

■改築

建築物の全部又は一部を除却等した後、あまり長い時間を経ずに、従前の建築物と用途、規模、構造が著しく異なる範囲で、建築物を建てることを「改築」という。該当例は少ない。

・三十五号（特定行政庁）

＜特定行政庁と建築主事（ともに特定の個人）＞

特定行政庁（法2条三十五号）

- ・建築主事を置く市町村の長
- ・その他の市町村では都道府県知事（都道府県には必ず建築主事が置かれる。法4条5項）

→「建築主事を置く地方公共団体の長」

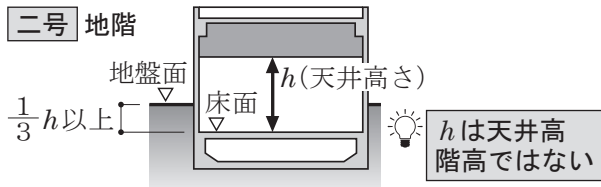
建築主事（法4条）

- ・確認業務をつかさどる公務員。
- ・都道府県や一部の市町村（政令指定都市、自主的に置く市町村）に置かれる。

■令1条一号（敷地）

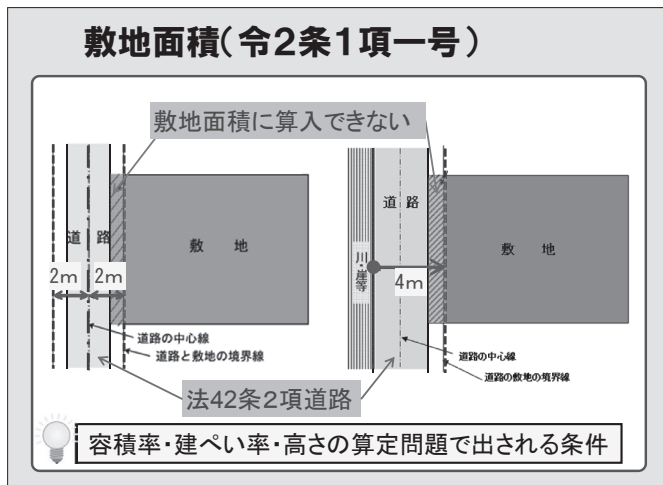
用途上不可分の例：住宅と物置、共同住宅と車庫、学校と体育館など。

■令1条二号（地階）



■令1条三号（構造耐力上主要な部分）→ 前述

■令2条1項一号（敷地面積）



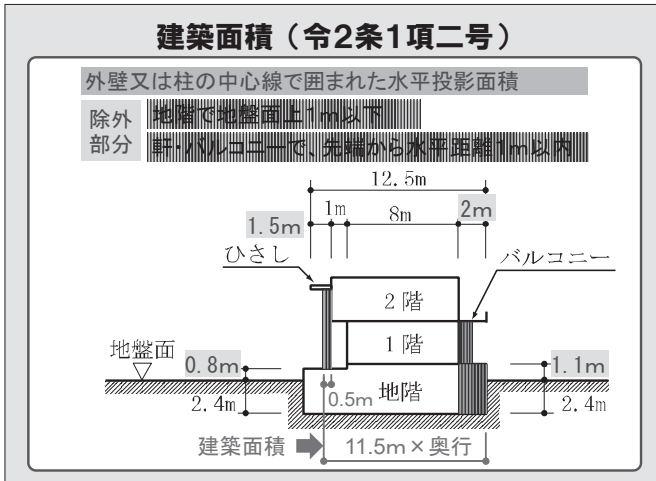
【参考】特別区の特例(建築基準法97条の3、施行令149条1項)

- ・特別区とは、東京23区をいう。なお、大阪市北区など、市内に置かれる区は特別区ではなく、行政区と呼ばれる。
- ・特別区は、原則として市町村に準ずる性格を持つ。
- ・特別区は市町村ではないため、特定行政庁はあくまで都知事であるが、特別区の長の指揮監督の下に、10,000㎡以下の建築物等に係る事務をつかさどらせるために、特別区が建築主事を置くことができる。
- ・つまり、建築確認等の所管は、10,000㎡以下は特別区、10,000㎡超は都のように分かれている。なお、都の所管であっても、受付は特別区が行っている。

※要するに天井高の1/3以上埋まっていたら地階。
→埋まっているのが1/2ならば地階。
1/4ならば地階ではない。

※令1条五号、六号は第3回の講義範囲

■令2条1項二号（建築面積）



■令2条1項三号～五号

容積率の算定の基礎となる延べ面積

■令2条1項四号

法52条1項に規定する延べ面積	容積率 = $\frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}}$
→ 容積率の算定の基礎となる延べ面積	

3項 1項四号ただし書の規定（「容積率の算定の基礎となる延べ面積には、1項イ～への部分の床面積を算入しない」とする規定）は、[各階の床面積の合計に、割合を乗じて得た面積]を限度として適用するものとする。

→ 容積率の算定の基礎となる延べ面積には、1項イ～への部分の床面積を[各階の床面積の合計に、割合を乗じて得た面積]を限度として算入しない。

※イの自動車車庫等部分は、建築物から発生する駐車・駐輪需要をできるだけ建築物内で処理することを誘導する対策。

※ロ～ホの備蓄倉庫部分等は、東日本大震災後の防災・減災対策。

※への宅配ボックス設置部分は、宅配便の再配達削減対策。共同住宅だけでなく事務所等においても算入しない。

■令2条1項六号（建築物の高さ）

・原則として「地盤面からの高さ」による。

イ（前面道路の路面の中心からの高さによる場合）

→道路斜線制限

※かっこ書を飛ばして読む。

「建築物▲の外壁又はこれに代わる柱の中心線▲で囲まれた部分の水平投影面積による。」

※左図は2級の出題

※令2条1項二号（建築面積）ただし書「国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分」（外壁を有しない部分が連続して4m以上、柱間隔2m以上等の条件を満たした玄関ポーチ等）については、柱が途中にあっても、先端から1m以内の部分は建築面積に算入しない。

★ポイント★

「容積率の算定の基礎となる延べ面積」に算入しないもの

- ①令2条1項四号イ～へ、同条3項（自動車車庫等部分など）
- ②法52条3項（地階の住宅・老人ホーム等の1/3まで）
- ③法52条6項（EV昇降路、共同住宅・老人ホーム等の共用の廊下・階段）

★令2条1項六号（建築物の高さ）は重要ポイント。しっかり理解すること！

★下線を引いた部分を脚注からすばやく理解できるようにする！

ロ（高さに算入しない屋上部分）

① 避雷設備、北側斜線制限などを検討するに当たっての高さを算定する場合

→屋上部分の昇降機塔等の高さは、その面積にかかわらず、高さに算入される。

② 上記①以外の高さを算定する場合

→屋上部分の昇降機塔等の高さは、その面積が建築面積の1/8以内の場合は、高さに算入しない。ただし、上から12mまで（低層住専等の高さの限度（10m or 12m）及び日影規制では5mまで）を算入しない。

※高さ20mを超える建築物には、避雷設備を設けなければならない。（法33条）

※②は、①以外のもろもろの高さ。道路・隣地斜線制限、低層住専の高さの限度、日影規制など。

〈ポイント〉建築物の高さ

「建築物の高さ」は、どの規定についての高さを算定するのかによって、「高さを測る起点」、「階段室等の屋上部分の高さを算入するか、しないか」及び「階段室等の屋上部分の高さを算入しない場合に12mまで算入しないのか、5mまで算入しないのか」が変わる。

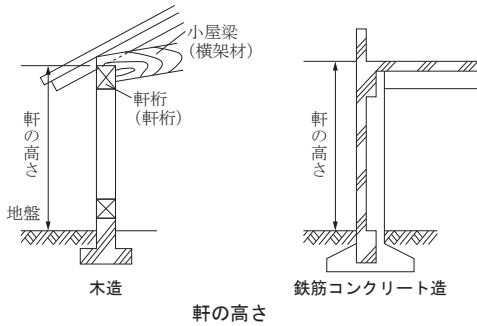
高さを測る起点

- (1) 地盤面から高さを測る規定（これが原則）【令2条1項六号本文】
次の(2)以外
- (2) 前面道路の路面の中心から高さを測る規定【令2条1項六号イ】
 - ・法56条1項一号（道路高さ制限）
 - ・法130条の12（道路高さ制限の後退距離算定の特例）
 - ・法135条の19（容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分）

階段室等の屋上部分の高さを算入するか、しないか【令2条1項六号ロ】

- (1) 階段室等の屋上部分の高さを算入する規定
 - ①法33条（避雷設備）
 - ②法56条1項三号（北側高さ制限）
 - ③法57条の4（特例容積率適用地区）、法58条（高度地区）、法60条の2の2（居住環境向上用途誘導地区）、法60条の3（特定用途誘導地区）における北側の高さの制限
- (2) 階段室等の屋上部分の高さを算入しない規定（建築面積の1/8以内の場合に限る）
 - ① 12mまで算入しない規定
次の②以外
 - ② 5mまで算入しない規定
 - ・法55条（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）
絶対高さ制限とも言われる。10m又は12mまで。
 - ・法56条の2（日影規制の対象区域外でも規制対象となる高さ10m超の建築物）
 - ・法59条の2（総合設計制度における絶対高さ制限の緩和）
 - ・法別表4（日影規制の対象となる高さ10m超の建築物）

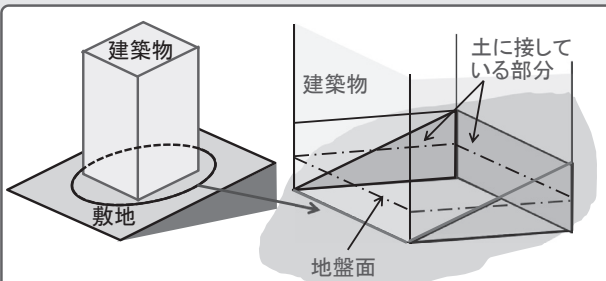
■令2条1項七号（軒の高さ）



■令2条1項八号（階数）

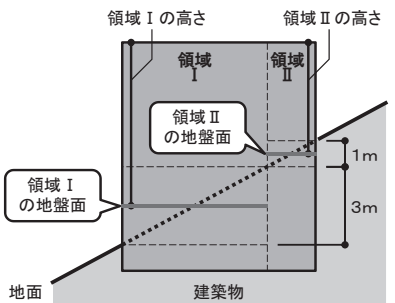
■令2条2項（地盤面）

地盤面(令2条2項)



$$\text{平均の高さ} = \frac{\text{土に接している部分の面積}(\text{m}^2)}{\text{建物の外周長さ}(\text{m})}$$

地盤面(令2条2項)



建築物が周囲の地面と接する位置の
高低差 3m以内ごとの
平均の高さにおける水平面

[実務上の参考]

令2条1項六号ロ（建築物の高さ）では「階段室、昇降機塔、装飾塔・・・」とある一方、令2条1項八号（階数）では「昇降機塔、装飾塔・・・」とあり、階段室が明記されていない。階数の算定では階段室の部分は除くのか？

→条文上では階数の算定について階段室が明記されていないが、実態上は、昇降機塔等に含まれるものとして扱われている。

問051 (H2702)

※領域 I の高さ と 領域 II の高さ の 2 つがある。

- ・通常は高いほうが高さとなる。
- ・隣地斜線制限、北側斜線制限ではそれぞれが高さになる。

■令2条（面積、高さ、階数のポイント）

面積、高さ、階数のポイント			
	容積率の算定の基礎となる延べ面積	高さ	階数
自動車車庫・備蓄倉庫等	延べ面積の1/5～1/100まで算入しない	算入	算入
屋上部分（昇降機塔等）	算入	建築面積の1/8以下の場合には算入しない。 <small>※（12or5mまで）</small>	建築面積の1/8以下の場合には算入しない。
地階部分（倉庫、機械室等に限る）	算入	—	建築面積の1/8以下の場合には算入しない。

※避雷設備、北側斜線制限などを検討する場合を除く

- ・令2条四号（延べ面積）
- ・令2条六号（建築物の高さ）
- ・令2条八号（階数）

★注意★

地階に防災センター（居室）がある場合は面積にかかわらず地階に算入される。

例題 問047（H2403）のポイント

①容積率の算定の基礎となる延べ面積（肢1）

- ・延べ面積で緩和されるのは「自動車車庫・備蓄倉庫等」だけ。したがって、屋上の昇降機塔、地階の防災センターも含めて、すべての床面積を合計する。
- ・設問図中の注意書きにより、各階及び昇降機塔の床面積からは、昇降機の昇降路の部分の床面積は除かれている。

②高さ（肢2）

- ・道路斜線制限の検討ではないので、「地盤面からの高さ」
- ・地盤面は、道路側の地面+1.5m
- ・避雷設備の設置の必要性を検討に当たっての高さには、屋上部分の緩和はない。

③階数（肢3・4）

- ・屋上部分は建築面積の1/8以下なので、階数に算入しない。
- ・地階部分は建築面積の1/8以下であるが、倉庫、機械室等ではないので、階数に算入する。
- ・最下層の事務室は天井高の1/3以上埋まっているので地階（地下1階）。
- ・階数は、地上の4階と地階の2階を合わせて6。

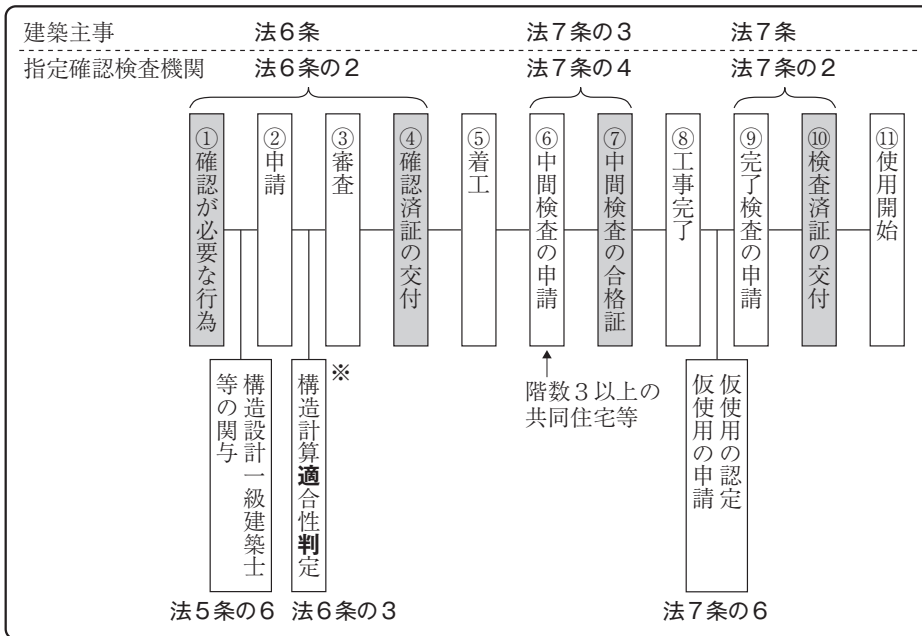
■法3条2項（適用の除外）

- ・この規定を受けている建築物を「既存不適格建築物」という。

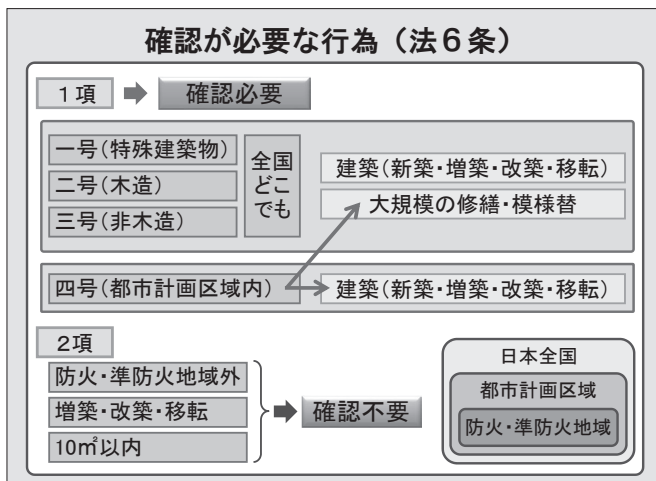
既存不適格建築物については、P.169参照。

- ・試験問題では「建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物」等と表現される。
- ・例えば、耐震関係規定が改正されたことにより、改正前の規定には適合していたが、改正後の新规定には適合しない状態となったものなど。

第2節 確認申請等の手続き規定



■法6条（確認申請）



一号・二号・三号は、全国どこでも確認が必要な要件。

★ポイント★

都市計画区域内の大規模の修繕・模様替については、一号・二号・三号を確認する。

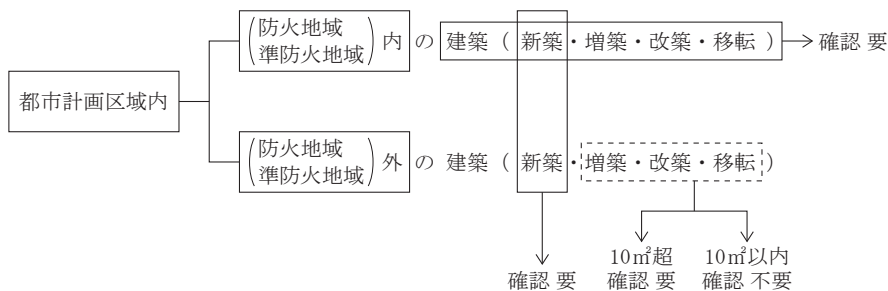
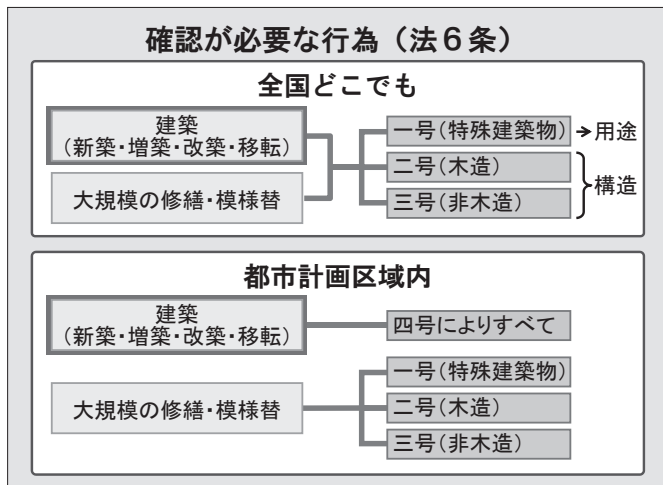
★ポイント★

防火・準防火地域は、都市計画区域内に定められる。「防火・準防火地域内の建築(新築・増築・改築・移転)」は2項に該当しないので、1項四号により、規模にかかわらず確認が必要。

※建築物の「規模」とは、面積、高さ、階数をさす。

※法6条2項の「10㎡」は6畳程度。

6畳=6×(1.82m×0.91m)≒6×1.66=9.96㎡



→ 令9条（建築基準関係規定）

→ 規則3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

■ 法6条9項 → 規則1条の3（確認申請書の様式）
→ 1項一号ロ(1)に基づく表2の図書

【例題】 問067（H2008）

< 確認申請等に関する法6章（雑則）の準用 >

① 法85条（仮設建築物）

確認申請の要否

1項	・ 非常災害時の応急仮設建築物	不要
2項	・ 災害時の応急仮設建築物 ・ 工事現場事務所 (現場 = 敷地内。H26043)	不要
6項	1年以内の期間の 仮設興行場等 （仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）	要
7項	国際的な会議・競技会用に1年を超えて使用する 仮設興行場等 （仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）	要 (8項により 建築審査会の 同意が必要)

建築基準関係規定	
「A、Bその他政令で定めるC」 ⇒ A、Bは法に記載。Cは令に記載。	A B C
法6条	令9条
建築基準関係規定 (「建築基準法令の規定」 その他政令で定めるものをいう。)	法6条第1項の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一 消防法 二 都市計画法 など

※ 「地方公共団体が建築する公益上必要な応急仮設の共同住宅（H27034）」は、2項の「公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」に該当する。

※ 法85条2項の「停車場」とは、駅のこと。

※ 停車場、官公署等の応急仮設建築物については公益上の観点から即刻復旧すべきものであること、工事現場の仮設建築物については工事完了後は撤去されることが前提となっているため、広範に規定の適用が除外されている。

②-1 法87条1項（用途の変更）

1項（用途変更における確認と工事完了届）

用途変更して200㎡超の特殊建築物とする場合、法6条（確認）、法7条（完了検査を改め工事完了届）等を準用する。

ただし、類似の用途間（令137条の18）である場合を除く。

用途変更については、P.175参照。

※完了検査を工事完了届に改めるということは、事後の届出だけで良いということ。

ポイント

確認申請における「類似の用途」について試験で狙われるのは、法別表1で同じ項（グループ）にありながら、確認申請では「類似の用途」とはならないもの。例えば、

- ・令137条の18第一号の劇場と二号の公会堂
（法別表1では同じ(1)項）
- ・令137条の18にない病院と三号の児童福祉施設等
（法別表1では同じ(2)項）
- ・令137条の18にない共同住宅と五号の寄宿舎
（法別表1では同じ(2)項）
- ・令137条の18にない学校と六号の図書館
（法別表1では同じ(3)項）

②-2 法87条の2（用途変更に係る全体計画認定制度）

既存不適格建築物について、従来は用途変更に伴う工事は、その全てを用途変更時に1回で行う必要があったところを、2以上の工事に分けて用途変更（「増築等」に該当する場合は法86条の8に規定）に伴う工事を行う場合、認定を受けた全体計画に係る最後の工事に着手するまでは現行規定を適用しないことによって、階ごとに工事を分けるなど、改修を計画的・段階的に進められるようにするための緩和。

2期の工事に分ける場合、1期の工事完了時点では現行の規定に適合していないことを許容する。

もちろん、全体計画に係る全ての工事の完了後は現行の規定に適合していなければならない。

※法86条の8は、「増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替）」についての全体計画認定制度。

②-3 法87条の3 (一時的な用途変更に係る制限の緩和)

確認申請の要否

1項	非常災害時の災害救助用建築物への一時的な用途変更	不要
2項	災害時の公益的建築物への一時的な用途変更	不要
5項	1年以内の期間の 興行場等 への一時的な用途変更	要
6項	国際的な会議・競技会用に1年を超えて使用する 特別興行場等 への一時的な用途変更	要 (7項により建築審査会の同意が必要)

③法87条の4 建築設備

④法88条 工作物

★条文の読み方に注意★

煙突等及び昇降機等については、6条等の規定を、昇降機等については、6条等に加えて12条等の規定を準用する。



昇降機等については、6条等及び12条等の規定を、煙突等については、6条等の規定を準用する。

※災害時に既存の事務所を一時的に学校に用途変更するなど。工事を伴わない用途変更の典型例。

※法85条(仮設建築物)と同様の制限の緩和

※2項

→法87条1項を適用しない。

→法6条を適用しない。

→確認申請**不要**。

※5項、6項

→法87条1項を適用する。

→法6条を適用する。

→確認申請**必要**。

実務上の参考

工作物

令138条1項

一号 煙突

建築物と関係なく、土地に独立して設けられるもの。

※建築物に附属する煙突は、建築物に該当する。(法2条一号、三号)

二号 RC造の柱、鉄柱、木柱など

建築物と関係なく、土地に独立して設けられるもの。

旗ざお：国旗掲揚ポールなど。

三号 広告塔、広告板など

①建築物の屋上に設けられるもの、②建築物の外壁面に設けられるもの、③土地に独立して設けられるもの等がある。

①、②の場合、工作物とみなすかは、建築物の一部とみなすかは、個々の計画によって異なる。

四号 高架水槽、サイロ、物見塔など

建築物と関係なく、土地に独立して設けられるもの。



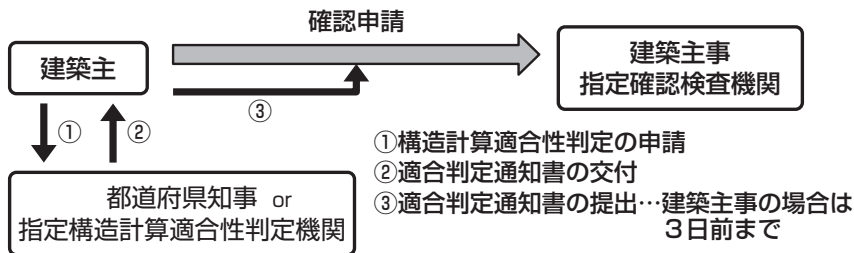
高架水槽

■法6条の2（指定確認検査機関による確認）

指定確認検査機関の審査及び検査	
法6条の2（確認）	
確認審査報告書を特定行政庁に提出	5項
特定行政庁が適合しないとしたとき⇒無効	6項
法7条の2（完了検査）	
検査を引受けたときは、建築主事に通知	3項
検査結果は、完了検査報告書を特定行政庁に提出	6項
特定行政庁が適合しないとしたとき⇒法9条の是正命令	7項
法7条の4（中間検査）	
検査を引受けたときは、建築主事に通知	2項
検査結果は、中間検査報告書を特定行政庁に提出	6項
特定行政庁が適合しないとしたとき⇒法9条の是正命令	7項

■法6条の3（構造計算適合性判定）

構造計算適合性判定とは、構造計算書偽造問題を発端として平成19年に導入された制度で、確認申請書に添付される構造計算書について、建築主事や指定確認検査機関が行う審査とは別に、構造設計の実務経験者を主とする第三者機関が「構造計算のダブルチェック」を行うものである。



※都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に判定を行わせるときは、自らは行わない。（法18条の2第3項）

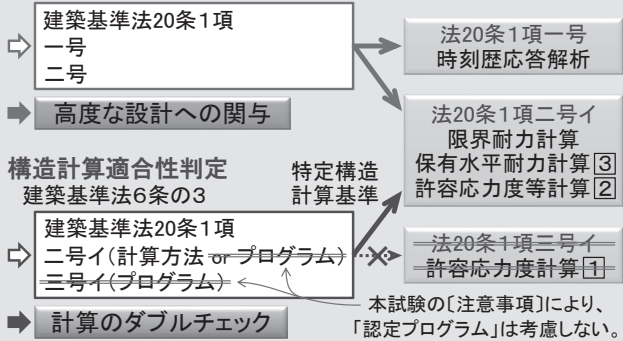
「建築主は、第6条第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が▲「特定構造計算基準」▲又は▲「特定増改築構造計算基準」▲に適合するかどうかの確認審査▲を要するものであるときは、構造計算適合性判定▲の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」

※「指定構造計算適合性判定機関」による構造計算適合性判定の実施については、法18条の2。（脚注参照）
 ※法18条の2第4項、法77条の35の5により、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行う場合においては、法6条の3第1項の規定中「都道府県知事」とあるのは、「法18条の2第1項の規定による指定を受けた者（指定構造計算適合性判定機関）」とする。

建築士法20条の2、建築基準法6条の3

構造設計一級建築士の関与(設計・法適合確認)

士法20条の2(構造設計に関する特例)

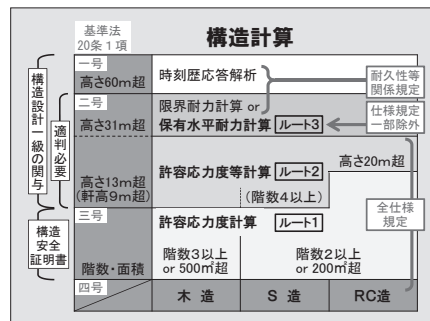


8項

建築主は、建築主事の確認を受ける場合は、確認申請審査期間の末日の3日前までに、適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

★注意★

時刻歴応答解析は、個別に大臣認定を受けているため、適判不要。



★注意★

本試験において問題冊子の表紙に記載される[注意事項]により、「構造方法等の認定(認定プログラムを含む)」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとする。

ポイント

- ①「**構造設計一級建築士の関与**」が必要か否かは、建築物の**用途、構造、規模**によって決まる。(士法20条の2)
- ・一級建築士が設計しなければならない建築物のうち、建築基準法20条1項一号又は二号に該当する建築物は必要。
 - ・例えばRC造では20m超であれば必要。
 - ・二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。(正)(H23231)
 - ・既存建築物の大規模の修繕に係る構造設計についても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造設計一級建築士の関与が義務づけられることがある。(正)(H23232)
 - ・工事監理については、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。(正)(H30213)
- ②「**構造計算適合性判定**」が必要か否かは、**構造計算**の方法によって決まる。(建築基準法6条の3)
- ・限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算(原則)を行った建築物は必要。
 - ・許容応力度計算でも良いところ、上位の構造計算として、限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算(原則)を行った場合も、構造計算適合性判定が必要。(正)(R02134)

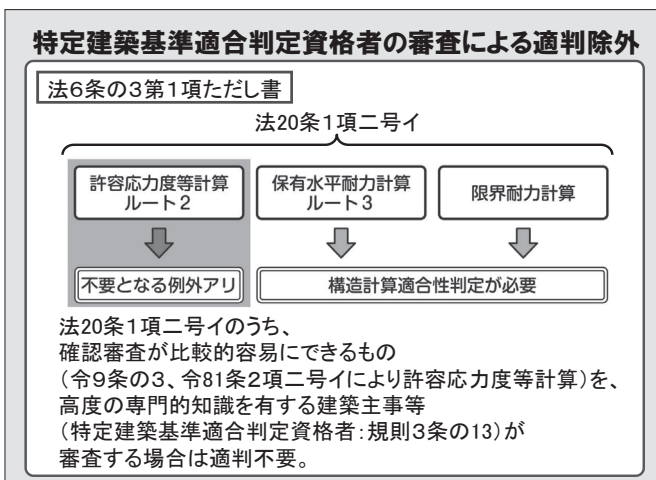
※士法20条の2の表現

「…に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、…」

※建築基準法6条の3の表現

「…特定構造計算基準…に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、…」

■法6条の3ただし書



■法6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）

→法68条の10（型式適合認定）

型式適合認定とは、量産化された建築材料、建築設備、プレハブ住宅等の型式が建築基準法の一定の技術的基準に適合していることをあらかじめ審査し、認定すること。

型式適合認定を受けたものは、個々の建築確認や検査等において部分的に審査が簡略化される。

決して確認申請や検査が不要ということではない。

また、この型式適合認定は、任意取得である。

（具体例）

- ・ハウスメーカー等の標準的仕様による住宅
- ・エレベーター、浄化槽、シックハウス対策の換気設備等

→法68条の20（認証型式部材等に関する確認及び検査の特例）

2項

建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査及び中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

★注意★

検査不要というわけではないため、「検査を受ける必要はない」という設問は誤り。

関連 法68条の25（構造方法等の認定）

例えば法2条七号の「耐火構造」において「①国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は②国土交通大臣の認定を受けたもの」というとき、「①国土交通大臣が定めた構造方法」は告示に示され、これを**例示仕様**という。この例示仕様に適合しないときは、「②国土交通大臣の認定を受けたもの」(個別認定)としなければならない。これを「**大臣認定**」という。

この認定が法68条の25の「構造方法等の認定」である。

特殊な構造方法を用いた建築物や新しく開発された建築材料等について、一般的な例示仕様ではなく、高度な検証を行い、国土交通大臣が認定するもの。

(具体例)

- ・ 高度な構造計算による超高層建築物、免震建築物
- ・ JIS規格やJAS規格にない建築材料（BCP、BCRなど）

■法7条（完了検査）

■法7条の2（指定確認検査機関による完了検査）

■法7条の3（中間検査）

■法7条の4（指定確認検査機関による中間検査）

■法7条の6（仮使用の認定）

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

工事中の建築物は、火気使用、避難施設の未完成等により火災時の危険性が高いため、一定の建築物は、原則として、工事が完了して検査済証の交付を受けた後でなければ建築物を使用してはならない。

この規制は、法6条1項一号から三号までの建築物の①新築工事、②避難施設等に関する工事（増改築等）が対象である。

ただし、仮使用認定の申請をして安全上等に支障がないと認められたときは建築物を使用することができる。これを「仮使用の認定」という。

□令13条の2

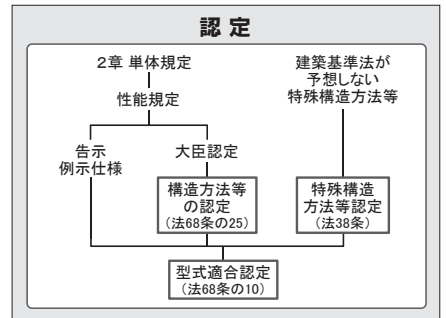
「避難施設等に関する工事」に含まれない軽易な工事

- ・ バルコニーの手すりの塗装工事
- ・ 出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替え工事
- ・ 非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替え工事

★注意★

下記①～③の違いに注意

- ①法68条の10(型式適合認定)は、建築基準法に適合する型式であることの認定。
- ②法68条の25(構造方法等の認定)は、大臣が定めた例示仕様以外のものの認定。(本文②)
- ③法38条、法68条の26(特殊構造方法等認定)は、建築基準法が予想しない特殊構造方法等の認定。



※認定を受けたものの変更について

- ①型式部材等製造者認証の申請書の記載事項の**変更**については、「**軽微な変更**（沿革及び従業員数の変更）」は届出不要とする特例がある。(法68条の16)
- ②「構造方法等の認定」や「型式適合認定」を受けた**材料や建築物の仕様や計画の変更**については、再度認定が必要である。この際、「**軽微な変更**」を除く特例はない。(H23251・H23253)

- ・その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明らかな工事

仮使用の認定の 関連 法90条の3(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

「工事の施工中における安全上の措置等に関する計画届(安全計画届)」

→建築主が特定行政庁に提出。

安全計画届 (法90条の3、 令147条の2)	法別表1(1)(2)(4)項、地下建築物の1,500㎡超など(※)の「新築工事」と「避難施設等に関する工事」の施工中の使用
仮使用の認定 (法7条の6)	法6条1項一号から三号の「新築工事」と「避難施設等に関する工事」の施工中の使用

※安全計画届の対象要件

(令147条の2第一号、二号、三号)

【例】5階に1,000㎡の物販店舗、500㎡の診療所及び800㎡の劇場がある建築物は、一号、二号には該当しないが、5階の合計2,300㎡で三号に該当し、安全計画届の届出が必要。

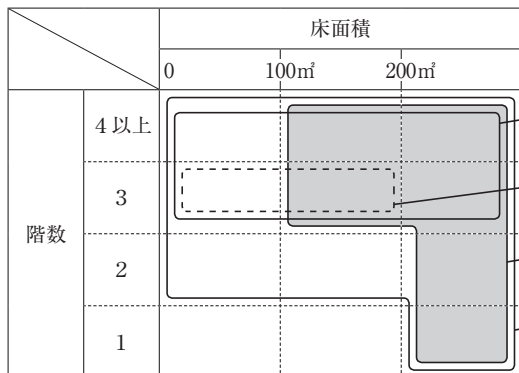
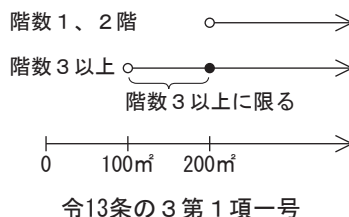
■法8条(維持保全)

2項一号 → 令13条の3第1項

維持保全計画の作成等を要する建築物(令13条の3)

1項	一号	法別表1(1)~(4)項	階数1、2 → 200㎡超 階数3以上 → 100㎡超
	二号	法別表1(5)~(6)項	倉庫、自動車車庫等 → 3,000㎡超
2項		事務所等・・・	階数5以上で延1,000㎡超

・インデックスは「工事現場・安全計画届」



- 耐火建築物等としなければならない(法27条1項一号のみ)
- 上記の例外(小規模建築物)
- 維持保全計画必要(法8条)
著しく保安上危険で勧告、命令(法10条)
- 確認必要(法6条1項一号、三号のみ)

各種規制と階数、床面積

■法9条（違反建築物に対する措置）

■法9条の2（建築監視員）

■法9条の4（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

（対象）

既存不適格建築物

■法10条（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

（対象）

既存不適格建築物（法3条2項）のうち、

①法6条1項一号

法別表1の特殊建築物で、200㎡超

②令14条の2第一号

法別表1の特殊建築物で、階数3以上で100㎡超200㎡以下

③令14条の2第二号

事務所等で、階数5以上で1,000㎡超

■法12条（報告、検査等）

【定期報告の対象】

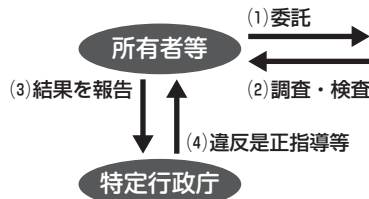
国が政令で指定する

- ①建築物、②建築設備、
- ③昇降機等、④防火設備

特定行政庁が指定する

- ①建築物、②建築設備、
- ③昇降機、④防火設備

【報告の流れ】



○専門技術を有する資格者

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者
（1項：建築物調査員、3項：建築設備等検査員）

1項 特定建築物の定期調査・報告

①「政令で定めるもの」は、

法6条1項一号（200㎡超の特殊建築物）の一部
（令16条1項で絞られ、さらに告示で絞られる。）

②「特定行政庁が指定するもの」は、

その他の特定建築物（法6条1項一号+令16条2項）の一部

令16条2項は、令14条の2に飛ばされ、

(i)令14条の2 第一号は、法別表1の階数3以上で100㎡超200㎡以下（法6条1項一号の200㎡超を、法改正前と同じ100㎡超にしている。）

※助言 → 指導 → 勧告 → 命令 の順に厳しくなる。

なお、助言、指導、勧告の3つを行政指導といい、法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としている。

※「特定建築物」と「特殊建築物」は異なる。

※特定建築物の指定（条例等による指定）の具体的な内容は、試験では考慮しなくて良い。

(ii)令14条の2 **第二号**は、事務所等で、階数5以上で1,000㎡超

3項 特定建築設備等の定期検査・報告

①「政令で定めるもの」は、

(i)令16条3項 **一号**により、**昇降機**（使用頻度が低いもの。ホームエレベーターなど。）

(ii)令16条3項 **二号**により、特定建築物定期調査の対象となる建築物に設ける**防火設備**

②「特定行政庁が指定するもの」は、

その他の**特定建築設備等**

※4階建ての事務所は、特定行政庁の指定の対象となる特定建築物に該当しないため、定期調査・報告は必要ない。

定期報告

			定期調査・報告（1項）		定期検査・報告（3項）					
			特定建築物定期調査		昇降機等定期検査		建築設備定期検査		防火設備定期検査	
			敷地、構造、建築設備 (外壁タイルの剥落等)		昇降機		昇降機以外の建築設備等			
					建築設備等		昇降機		昇降機以外の建築設備 (電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、汚物処理の設備、煙突、避雷針)	
使用頻度が低いもの以外	使用頻度が低いもの									
特定建築物	第6条1項一号の建築物 →200㎡超 特殊建築物	令16条1項各号で定めるもの →3階以上の劇場、病院、学校、百貨店等	●					●		
		令16条1項各号以外		△	△	△		△		
	令16条2項で定める建築物 =令14条の2の建築物 →階数5以上かつ1,000超の事務所ビル等		△				太枠内を「特定建築設備等」という			
特定建築物以外					●	△				
			●:政令で定められ、必ず調査・報告の対象。 △:特定行政庁が指定するものは、調査・報告の対象。		●:政令で定められ、必ず検査・報告の対象。 △:特定行政庁が指定するものは、検査・報告の対象。					

■法15条（届出及び統計）

- ・ 建築工事届
- ・ 建築物除却届

■法15条の2（報告、検査等）

建築物等に重大な被害が及んだ事故・災害等において、国が迅速に原因究明を行い、再発防止策を講じることができるようになるため、国が自ら調査を実施できるよう、報告徴収、書類等の提出要求、及び立入検査等の規定が設けられた。

※「昇降機等」の「等」は、遊戯施設などを指す。（法88条1項による準用）

定期報告（法12条）

「建築物の健康診断」

特定建築物 定期調査	防火設備 定期検査	建築設備 定期検査	昇降機等 定期検査
			
外壁タイルの剥落	防火シャッターの作動	排煙設備の作動	エレベーターの作動